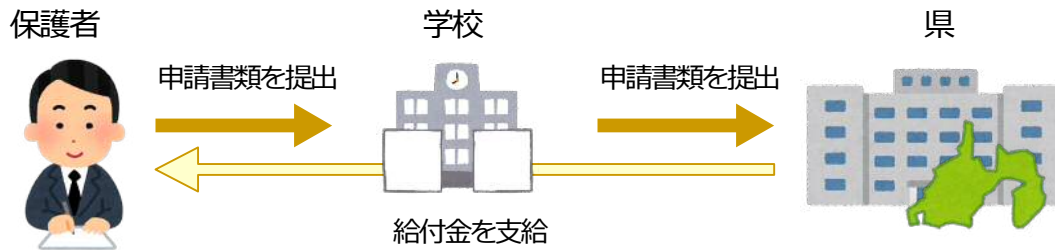


2 静岡県高等学校等奨学給付金

◎「静岡県高等学校等奨学給付金」とは

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費など）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした給付制度で、要件を満たす世帯へ申請により給付されます。

県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の保護者に対して、世帯構成に応じた金額が給付されます。給付型ですので、返済は不要です。



給付 対象者	次の要件をすべて満たす者（平成30年7月1日現在）
	<ul style="list-style-type: none"> ☑ 保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が非課税※1である ☑ 生徒が平成26年4月以降高等学校等に入学している ☑ 保護者等が静岡県内に居住している ☑ 生徒が支給対象である国公立高等学校等※2に在学している
	※1 生活保護(生活扶助)受給世帯又は県民税所得割と市町村民税所得割が非課税の場合に該当
	※2 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3年)・専修学校高等課程等で、静岡県外に所在する国公立学校等を含む。
	※平成30年9月現在。今後制度が改正される場合があります。

◎支給額（年額、金額は平成30年度※ 今後改正される可能性があります。）

世帯区分	区 分	給付額	
		〈全日制・定時制〉	〈通信制〉
生活保護(生業扶助)受給世帯	—	32,300円	32,300円
保護者等全員の県民税所得割と市町村民税所得割が非課税である世帯	1人目	80,800円	36,500円
	2人目※	129,700円	
※ 15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合			

◎申請について

高等学校等奨学給付金の受給を希望する方は、申請する必要があります。毎年7月頃に学校を通じて申請書等を配布します。